改正後

目次
第一章～第六章　［略］
第七章　単位修得試験（第五十一条―第六十一条）
第八章　教員資格認定試験（第六十一条の二）
第九章　中学校又は高等学校の教諭の免許状に関する特例（第六十一条の三・第六十一条の四）
第十章・第十一章　［略］
附則

3　［略］

第二条　［略］

2　［略］［項を削る。］

3　［略］

第四条　［略］

2　［略］

3　各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4　［略］

第五条　［略］

2　［略］

3　各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4　［略］

第七条　［略］

2～7　［略］

8　免許法別表第一備考第六号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、第一項から第五項までに定める修得方法の例によるものとする。

第十一条　［略］

［略］

備考

一　［略］

二　高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者で、免許法第五条第五項の規定により高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けたものであり、かつ、大学又は高等専門学校において各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について四単位

改正前

目次
第一章～第六章　［同上］
第七章　単位修得試験（第五十一条―第六十一条）
第七章の二　免許状の有効期間の更新及び延長（第六十一条の二―第六十一条の十）
第七章の三　免許状更新講習（第六十一条の十一）
第八章　教員資格認定試験（第六十一条の十二）
第九章　中学校等の教員の特例（第六十一条の十三・第六十一条の十四）
第十章・第十一章　［同上］
附則

2　［同上］

第二条　［同上］

3　保育内容の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4　［同上］

第三条　［同上］

2　［同上］

3　各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4　［同上］

第四条　［同上］

2　［同上］

3　各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4　［同上］

第五条　［同上］

2　［同上］

3　各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4　［同上］

第七条　［同上］

2～7　［同上］

8　免許法別表第一備考第六号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、第一項から第五項までに定める修得方法の例によるものとする。

第十一条　［同上］

［同上］

備考

一　［同上］

二　高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者で、免許法第五条第六項の規定により高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けたものであり、かつ、大学又は高等専門学校において各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について四単位